

## 利益等相当額の算出方法について

補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、利益等を除いた金額をもって交付申請額を算出します。他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含まれます。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（上記以外）

※ EV普通充電設備をリースにより整備する場合は、補助事業者のうち、使用者（リース先）に限ります。複数の者でEV普通充電設備を所有する場合は、所有者全員をいいます。

### 1 EV普通充電設備・設置工事を①から調達（自社調達）する場合

#### (1) 設備費

EV普通充電設備については、当該設備の製造原価をもって補助対象経費とします。

#### (2) 設置工事費

設置工事については、補助対象外とします。

### 2 EV普通充電設備・設置工事を②又は③（以下「調達先」という）から調達する場合

#### (1) 設備費

ア ②から調達する場合で、EV普通充電設備の取引価格が当該設備の製造原価以内であるときは、取引価格をもって補助対象経費とします。

③から調達する場合で、EV普通充電設備の取引価格が当該設備の製造原価と設備費のうち販売費及び一般管理費の合計以内であるときは、取引価格をもって補助対象経費とします。

イ アが確認できない場合は、補助対象経費から表1の方法により算出した利益等相当額を除きます。

#### (2) 設置工事費

補助対象経費から表1の方法により算出した利益等相当額を除きます。

表1 利益等相当額の算出方法

②	<p>補助対象経費 × <u>売上総利益率</u><sup>※1</sup></p> <p>※1 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する<u>売上総利益</u>の割合。マイナスの場合は0とする。</p>
③	<p>補助対象経費 × <u>営業利益率</u><sup>※2</sup></p> <p>※2 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する<u>営業利益</u>の割合。マイナスの場合は0とする。</p>

## ○ 提出書類

1		EV普通充電設備の製造原価を証明する書類
2	共通	申請者と調達先の持株比率が記載された書類
	(1)アに該当	<ul style="list-style-type: none"><li>・EV普通充電設備の取引価格が確認できる書類（見積書等）</li><li>・調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）</li><li>・利益等排除に関する申告書A</li></ul>
	(1)イに該当	<ul style="list-style-type: none"><li>・調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）</li><li>・利益等排除に関する申告書B</li></ul>